

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住宅用地球温暖化対策設備」（以下「設備」という。）とは、別表第1に掲げる設備をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、設備のうち、別表第2に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象設備」という。）を新たに購入して設置する事業（増設又はリースは除く。）とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象設備を設置する市内の住宅の所在地に住所を有し、又は住所を有する予定の者
- (2) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者
- (3) 過去に同様の補助対象設備に対して補助金を受けていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第3に掲げる補助対象設備の区分に応じ、同表に定める補助対象経費の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同表に定める上限額をその限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する7日前までに、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費

補助金交付申請書（様式第1号）に別表第4に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付申請の受付を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に、補助対象設備に係る設置工事に着手してはならない。

（補助事業の内容の変更）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の補助事業は、設置予定機器の製造の中止若しくは供給の中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、着手前までに豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、補助対象経費が増加した場合でも、当初の交付申請額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、この限りではない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請取下書

(様式第 6 号) を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了日から起算して、60 日以内又は当該年度の 3 月 10 日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）のいずれか早い日までに、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金実績報告書（様式第 7 号）に別表第 5 に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する完了日とは、次に掲げる日のうちで、最も遅い日とする。

(1) 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日

(2) 補助対象設備の設置に係る領収書の発行日

(3) 電力会社との系統連系・受給開始日（系統連系を行う一体的導入に限る。）

(4) 国 Z E H 補助金の確定通知書の確定通知日（当該年度において国の Z E H 支援事業等への申請を行っている一体的導入 Z E H に限る。）

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けたシステムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等しようとするときは、あらかじめ豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第 10 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（協力）

第14条 市長は、必要がある認めるときは、補助事業者に対して設備の運転状況に関するデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付要綱
（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用）（平成31年4月1日施行）
- (2) 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付要綱
（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用）（平成31年4月1日施行）
- (3) 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱
（平成28年4月1日施行）
- (4) 豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）
- (5) 豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付要綱
（平成28年4月1日施行）

- 3 この要綱の施行の日前に、次の表に掲げる補助対象設備の区分に応じ、同表に定める他の補助金を市から交付された者については、この要綱の規定による補助金の交付は行わない。

	補助対象設備	他の補助金
単 独 導 入	ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	ア 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金 イ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金 (太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用) ウ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金 (太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)
	燃料電池システム	ア 豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金
	リチウムイオン蓄電池システム	ア 豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金 イ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金 (太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用)
	太陽熱利用システム	該当なし
	電気自動車等充給電設備 (V2H)	ア 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金 (太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)

一体的導入	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及びリチウムイオン蓄電池システム	<p>ア 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金</p> <p>イ 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金</p> <p>ウ 豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金</p> <p>エ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用）</p> <p>オ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用）</p>
	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び電気自動車等充給電設備（V2H）	<p>ア 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金</p> <p>イ 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金</p> <p>ウ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用）</p> <p>エ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用）</p>
	ZEH（太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び高性能外皮	<p>ア 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金</p> <p>イ 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金</p> <p>ウ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用）</p>

等)		エ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)
太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)及び断熱窓改修工事		ア 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 イ 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金 ウ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用) エ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）設備の定義

<p>太陽光発電システム</p>	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもの。（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が 50 キロワット未満の設備に限る。）</p>
<p>ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）</p>	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。</p>
<p>燃料電池システム</p>	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。</p>
<p>リチウムイオン蓄電池システム</p>	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。</p>
<p>電気自動車等充電設備</p>	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。</p>
<p>太陽熱利用システム</p>	<p>太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型」という。）。</p>
<p>高性能外皮等</p>	<p>新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス※（以下「ZEH」という。）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備をいう。</p>
<p>断熱窓改修工事</p>	<p>既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。））による断熱改修工事をいう。</p>

※本要綱におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅をいう。

別表第 2（第 3 条関係）補助要件

補助対象設備	補助要件
太陽光発電システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）若しくはその他の認証機関に登録されているもの。</p> <p>ウ 系統連系を行うものについては、補助対象者本人が電気事業者と契約を行っているものであること。</p> <p>エ 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。</p> <p>オ システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 50 キロワット未満であるもの。</p> <p>カ 設置前において未使用なもの。</p> <p>キ リース品ではないこと。</p>
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 設置前において未使用なもの。</p> <p>ウ リース品ではないこと。</p>
燃料電池システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているもの。</p> <p>ウ 設置前において未使用なもの。</p> <p>エ リース品ではないこと。</p>
リチウムイオン蓄電池システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているもの。なお、</p>

	<p>過去に登録されたものについても補助対象とする。</p> <p>ウ 設置前において未使用なもの。</p> <p>エ リース品ではないこと</p>
電気自動車等充給電設備（V2H）	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの。</p> <p>ウ 設置前において未使用なもの。</p> <p>エ リース品ではないこと。</p>
太陽熱利用システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定、若しくはその他の認証機関に認定を受けたもの。</p> <p>ウ 設置前において未使用なもの。</p> <p>エ リース品ではないこと。</p>
高性能外皮等	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 設置前において未使用なもの。</p> <p>ウ リース品ではないこと。</p>
断熱窓改修工事	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 1つ以上の居間又は主たる居室（就寝を除き、日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修するもの。</p> <p>ウ 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）すべてに設置、施工すること。</p> <p>エ 熱貫流率が4.65W/m²・K以下になるもの。</p> <p>オ 既築戸建住宅に対する改修工事であるもの。</p> <p>カ 設置前において未使用なもの。</p> <p>キ リース品ではないこと。</p>

別表第3（第4条関係）補助対象経費及び補助金額

補助対象設備		補助対象経費（消費税及び地方税を除く）	補助金額
単 独 導 入	ホームエネルギー マネジメントシス テム（HEMS）	データ集約機器、通信装置、制御 装置、モニター装置、計測機器及 び配線・配線器具の購入、設置工 事等並びに当該工事に付随する工 事に関する費用	1万円
	燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、 付属品他（リモコン、配管カバー、 燃料電池システム試運転に係る費 用）、配線・配線器具の購入・設置、 配管・配管器具の購入・設置工事 等並びに当該工事に付随する工事 に関する費用	4万円
	リチウムイオン蓄 電池システム	リチウムイオン蓄電池システムと 電力変換装置（インバータ、コン バータ、パワーコンディショナー 等）で構成されるシステムの購入 及び設置工事等に関する費用	5万円
	電気自動車等充給 電設備（V2H）	充給電設備の購入及び設置工事等 に関する費用	5万円
	太陽熱利用システ ム	集熱部、貯湯部、蓄熱部、配線・配 線器具の購入、設置、配管・配管器 具の購入、設置、その他対象設備 の設置工事等に関する費用	自然循環型に ついては2万 円 強制循環型に ついては3万 円

一体的導入	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及びリチウムイオン蓄電池システム	ア 太陽光発電システム 太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具等の購入、設置工事等に関する費用 イ HEMS 上記と同じ ウ リチウムイオン蓄電池システム 上記と同じ	10万円
	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び電気自動車等充給電設備（V2H）	ア 太陽光発電システム 上記と同じ イ HEMS 上記と同じ ウ 電気自動車等充給電設備（V2H） 上記と同じ	10万円
	ZEH（太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び高性能外皮等）	ア 太陽光発電システム 上記と同じ イ HEMS 上記と同じ ウ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備の購入及び設置工事等に関する費用	10万円 （併用不可）
	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び断熱窓改修工事	ア 太陽光発電システム 上記と同じ イ HEMS 上記と同じ ウ 内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う断熱窓改修工事に関する費用	8万円

別表第4（第5条関係） 交付申請時における添付書類

共通書類	設備の購入費及び設置費の内訳がわかる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し
	豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金設置計画書（様式第2号）
	設備を設置する住宅の所在地を示した地図（航空写真は不可）
	補助事業の着手前の場所（住宅の全景又は設置予定地）の現況カラー写真
	市税等において滞納のないことの証明書（申請日前1か月以内に豊川市財務部資産税課で発行されたもの）
	その他市長が必要と認める書類
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの配置図
	一般財団法人電気安全環境研究所（JET）若しくはその他の認証機関に登録済みの製品であることがわかる書類
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し
燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録済、又は過去に登録された製品であることがわかる書類
リチウムイオン蓄電池システム	一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録済、又は過去に登録された製品であることがわかる書類
電気自動車等充給電設備（V2H）	一般社団法人次世代自動車振興センターに登録済、又は過去に登録された製品であることがわかる書類
太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定、若しくはその他の認証機関に認定を受けた製品であることがわかる書類
高性能外皮等	国のZEH支援事業等の補助金交付決定通知の写し又はBELS評価書
断熱窓改修工事	住宅の平面図に改修部分の位置を示したもの
	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し

別表第5（第9条関係）実績報告時における添付書類

共通書類	設備の購入費及び設置費の支払の完了が確認できる領収書及び内訳書の写し（補助事業の内容に変更がない場合は、領収書の写しのみ。）
	設備の保証書の写し（機器型番、日付、補助事業者氏名、販売者名が記載されているもの） ただし、太陽光発電システムに限り、保証書が発行されず、又は保証書の発行が著しく遅れる場合は、太陽光モジュールの製造業者又は製造を代行する業者が発行した出力対比表の写しをもってこれに代えることができる。
	補助事業者本人の住民票の写し（報告日前3か月以内に発行されたもので、設備を設置した住宅の所在地に住所を有することが確認できるもの）
	その他市長が必要と認める書類
太陽光発電システム	電気事業者の発行する、電力受給契約の締結に関する通知の写し（系統連系・受給開始日が記載されているもの） なお、系統連系を行わない場合は不要とする。
	太陽光システム設置状況のカラー写真（住宅の全景と太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの）
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（端末モニター等でシステムが作動している状態が確認できるものを含めること。）
燃料電池システム	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの本体に貼付されている機器型番、製造番号が確認できるものを含めること。）
リチウムイオン蓄電池システム	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（蓄電池システムの本体に貼付されている銘板（パッケージ型番、機器型番及び製造番号）が確認できるものを含めること。 なお、パッケージ型番の表記が無い場合はパッケージを構成する本体及びパワーコンディショナー等の銘板が確認できるカラー写真を含めること。）
電気自動車等充給電設備（V2H）	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（充給電設備の本体に貼付されている型式等が確認できるものを含めること。）
太陽熱利用システム	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（システム本体に貼付されている機器型番、製造番号が確認できるものを含めること。）
高性能外皮等	国のZEH支援事業等の補助金確定通知書の写し なお、国のZEH支援事業等の補助金を受けていない場合は不要とする。
	ZEHを構成する設備の設置状況がわかるカラー写真
断熱窓改修工事	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（本体に貼付されている性能表示ラベル（断熱性能の表示）が確認できるものを含めること。）